

防府市空家等対策庁内連携会議設置要綱

平成 27 年 4 月 22 日制定

(設置)

第 1 条 防府市内に存在する空家等の対策について、関係部局が連携して対応するために必要な事項の検討を行うため、防府市空家等対策庁内連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連携会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 空家等対策計画に関する協議
- (2) 空家等対策に係る事業・制度に関する協議
- (3) 特定空家等に関する協議
- (4) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 連携会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。別表第 1 に掲げる委員をもって組織する。

- 2 会長は、土木都市建設部次長をもって充てる。
- 3 副会長は、都市計画課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、連携協議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第 5 条 連携協議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長は会長をもって充てる。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、当該委員が委任した者にその職務を代理させることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 連携会議に空家等利活用推進部会、空き家対策防府モデル事業推進部会、財産管理制度活用等検討部会及び特定空家等措置検討部会を置く。

2 部会は、連携会議の委員のうちから別表第2に掲げる委員をもって組織する。

3 前3条の規定（前条第1項会議の招集に関する部分は除く。）は、部会に関して準用する。

第7条 部会において決議された事項は、会長の決裁を経て連携会議の決議とすることができる。ただし、会長が特に必要と認めた事項については、更に連携会議に付議しなければならない。

(事務局)

第8条 連携会議の事務局は、土木都市建設部都市計画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

補職名等
土木都市建設部次長 行政管理課長 防災危機管理課長 財政課長 課税課長 収納課長 政策推進課長 地域振興課長 文化振興課長 観光振興課長 環境 政策課長 クリーンセンター所次長 高齢福祉課長 農林水産振興課長 商工 振興課長 道路課長 都市計画課長 建築課長 開発建築指導課長 農業委員 会事務局長 消防本部予防課長 消防署長

別表第２（第６条関係）

空家等利活用推進部会

補職名等
土木都市建設部次長 財政課長 政策推進課長 地域振興課長 文化振興課長 観光振興課長 高齢福祉課長 農林水産振興課長 商工振興課長 都市計画課 長 建築課長 農業委員会事務局長

空き家対策防府モデル事業推進部会

補職名等
土木都市建設部次長 財政課長 政策推進課長 地域振興課長 道路課長 都 市計画課長 開発建築指導課長 消防本部予防課長

財産管理制度活用等検討部会

補職名等
土木都市建設部次長 財政課長 課税課長 収納課長 政策推進課長 都市計 画課長

特定空家等措置検討部会

補職名等
土木都市建設部次長 行政管理課長 防災危機管理課長 財政課長 課税課長

環境政策課長	クリーンセンター所次長	道路課長	都市計画課長	開発建築
指導課長	消防本部予防課長	消防署長		